

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
塾代助成事業について	-	大阪市内にある私立や国立の中学校に通っている生徒も、事業の対象となりますか。	所得制限もございますが、大阪市内に居住している中学生であれば対象となります。
	-	塾代助成事業の対象となる各家庭に対して、事業についての周知はされていますか。	平成28年度は、事業の対象となるご家庭に限らず、大阪市内に居住している中学生がいるすべての家庭にご案内を郵送し、事業の周知を行っています。
交付申請について (「塾代助成カード」の交付を希望される方)	-	「塾代助成カード」の申請から交付まで、どれくらいの期間がかかりますか。	「塾代助成カード」の申請は毎月末日を締切日としており、不備等がなければ申請の翌々月にカードを郵送いたします。 交付された月の翌月分から、カードの利用が可能です。
	-	利用希望者が交付申請書類を紛失した場合は、どうすればよいですか。	再発行して郵送いたしますので、運営事務局へ直接問い合わせさせていただくよう利用希望者へお伝えください。
	-	「塾代助成カード」の交付対象となる所得制限限度額を教えてください。	扶養親族等の数によって異なるため一概にはお答えしかねます。 専用ホームページに所得制限限度額表を掲載していますので、ご確認ください。
	-	「塾代助成カード」の利用希望者は、どこに申請をするのですか。	運営事務局宛に郵送にて申請いただいております。
	-	所得要件について、詳しく知ることはできますか。	詳しくは専用ホームページに記載しておりますので、そちらをご覧ください。
	-	「塾代助成カード」は、例えば兄弟姉妹がいる場合は、対象中学生1名につき1枚交付されるものですか。	はい。それぞれに交付申請が必要ですが、申請者が対象要件を満たしていれば、人数分の「塾代助成カード」が交付されます。
	-	「塾代助成カード」の交付は、家庭に1枚ですか。	中学生1人に1枚です。 「塾代助成カード」は、利用生徒本人のみが利用できます。兄弟姉妹で利用したい場合は、それぞれ「塾代助成カード」の申請が必要となります。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」は、特別授業(速読や記憶術)の費用への支払いに利用することはできますか。利用できる場合、どの項目に分類されますか。	特別授業の費用についても、「塾代助成カード」を利用することができます。 「月謝・受講料」として受付を行ってください。
	①共通編 P.04	スポーツ教室の夏期集中トレーニング等の費用は、塾の夏期講座と同様に「受講料」として受付を行ってよいですか。	「月謝・受講料」として受付を行ってください。
	①共通編 P.04	教材(英検関連の問題集等)の支払いに、「塾代助成カード」を利用することはできますか。	参画事業者様にて購入されるもので、サービスを受けるために必要不可欠なものであれば「塾代助成カード」を利用することができます。
	①共通編 P.04	教室で購入するシューズ費用の支払いに「塾代助成カード」を利用することはできますか。	参画事業者様にて購入されるもので、サービスを受けるために必要不可欠なものであれば「塾代助成カード」を利用することができます。

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用方法について （「塾代助成カード」の利用者の 方）	①共通編 P.04	訪問調査を受けた後に作製するチームウェア等の支払いに「塾代助成カード」を利用することはできますか。その場合、大阪市への報告義務はありますか。	チームウェア等の支払いにも「塾代助成カード」を利用することができます。 チームの作製物について、大阪市や運営事務局への報告は不要です。
	①共通編 P.04	「塾代助成カード」の利用範囲について、例えば「授業料のみ」など、事業者で制限を設けてもよいですか。	「塾代助成カード」は授業料だけでなく、入会金や学校外教育サービスを受けるために必要不可欠なテキスト等にも利用できることになっていますので、事業者ごとに制限を設けることはできません。
	①共通編 P.04	「塾代助成カード」を、月謝とは別に分割で徴求している入会時の諸経費に利用することはできますか。	はい、利用できます。
	①共通編 P.04	入会金に利用できると記載されていますが、3月から通塾する場合、1月分の利用額で入会金を支払っていただくことは可能ですか。	1月に入会手続きをされるのであれば、ご利用いただけます。
	①共通編 P.04	「塾代助成カード」を1万円の入会金に利用した場合、その月の月謝には利用できなくなります。入会金を2ヶ月に分割して利用していただくことは可能ですか。	「塾代助成カード」を利用しない生徒にも同様の取扱いを行っている場合は可能です。なお、4月に入会して5月から通塾するような場合、4月の利用分を入会金に利用し、5月以降授業料として利用することは可能です。
	①共通編 P.04	教材費を「塾代助成カード」の対象といたしません。対象から外してもよいですか。	原則として対象から外すことはできません。利用者から教材費での利用依頼があった場合はご対応ください。
	①共通編 P.04	「塾代助成カード」は、学習塾が業者から購入し、利用者へ提供している学内テストの費用には利用できますか。	はい、利用できます。
	①共通編 P.04	ユニフォームや水着は、「塾代助成カード」での支払い対象になりますか。	利用する参画事業者で購入するのであれば、対象になります。スポーツ用品店等で購入の場合は対象外です。その他、教材・道具等についても、参画事業者が提供する学校外教育サービスを受けるために必要不可欠なものに限り対象となります。 判断に迷われた場合は、運営事務局へご相談ください。
	①共通編 P.05	9月に入会手続きを行い、11月から通塾する場合、「塾代助成カード」の利用受付はどのように行えばよいですか。	入会金・必要物品購入等については、9月利用分として受付を行ってください。 受講料については、11月利用分として受付を行ってください。
	-	「塾代助成カード」を新たに交付された利用者は、カードを提示するタイミングによっては、交付される前月分のサービスの費用にもカードを利用できますか。	新たに交付された「塾代助成カード」には利用開始月が設定されており、その月より前に提供されたサービスの費用には利用できません。 例えば12月10日は11月分のカード利用期間内ですが、12月利用開始のカードを提示されても、11月分の利用受付をすることはできません。
①共通編 P.04	「塾代助成カード」を初期費用に利用する際、複数の月に分割して請求することはできますか。	「塾代助成カード」を利用しない生徒にも同様の取扱いを行っているのであれば、請求は可能です。	
①共通編 P.04	教材費について、分割で請求してもよいですか。	「塾代助成カード」を利用しない生徒にも同様の取扱いを行っているのであれば、請求は可能です。	

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用方法について （「塾代助成カード」の利用者の方）	①共通編 P.05	7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ2ヶ月間で2万円利用できるとありますが、他の月と同様、1ヶ月1万円という利用もできますか。	1ヶ月1万円でもご利用いただけます。
	①共通編 P.05	7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ2ヶ月間で2万円利用できるとありますが、どのような場合に2万円まで利用できるのですか。	例えば、12月20日から1月10日までの冬期講習などのサービスに利用することができます。 12月に利用しなかった場合、1月の月謝として2万円まで利用することもできます。
	①共通編 P.05	11月分の利用額を、12月分の授業料等に繰り越して利用することはできますか。	できません。11月分の利用額は、11月の授業料等のみご利用いただけます。 繰り越しや遡及利用はできません。
	①共通編 P.05	「塾代助成カード」に設定されている利用残高は、12万円（1万円×12ヶ月）ですか。	月ごとに利用額が設定されています。毎月、サービス提供月の前月16日に1万円の利用額が設定され、サービス提供月の翌月15日に残高が消滅します（7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ6月16日、11月16日に2万円の利用額が設定）。
	①共通編 P.05	「塾代助成カード」は、利用対象月に使い切らなければならないのですか。使用しなかった金額は、翌月に繰り越すことはできますか。	必ずしも使い切る必要はありませんが、利用しなかった分を翌月以降に繰り越すことはできません。ただし7月・8月及び12月・1月は2ヶ月分を合算して利用することができます。 （例えば、7月分の月謝として5千円しか利用しなかった場合、8月は1万5千円まで利用することができます。 また、7月に利用しなかった場合は、8月は2万円まで利用することができます。）
	①共通編 P.02	「塾代助成カード」の再交付手続きには何日かかりますか。	1週間程度かかります。
	①共通編 P.02	利用者がカードを紛失した場合、再発行にどれぐらいの期間がかかりますか。	カードの再発行には、約1週間かかります。再発行手続き中に利用期間を過ぎてしまった場合は、現金でお支払いいただくこととなります。
	①共通編 P.02	利用者から「塾代助成カード」を紛失したと連絡があった場合はどうしたらよいですか。	利用者へ運営事務局へ連絡するよう案内してください。
	①共通編 P.03	「利用者パスワード」の年1回の変更は、すべての利用者に対して一斉に行うのですか。	はい、すべての利用者の「利用者パスワード」が一斉に変更されます。
	①共通編 P.03	「利用者パスワード」が変更されることについて、利用者は知っていますか。	利用者に配付している「ご利用の手引き」等に記載しています。
	-	「塾代助成カード」は、利用者の手元に届いた日から利用できますか。	はい、ご利用いただけます。
	-	利用者がパスワードを紛失した場合、「利用者パスワード」の再発行にはどれぐらいかかりますか。	「利用者パスワード」の再発行は行っておりません。利用者から運営事務局に問い合わせいただきましたら、お調べてパスワードをお伝えします。
-	利用者が「利用者パスワード」を紛失した場合、どうすればよいですか。	「利用者パスワード」は、事業者にお教えすることはできませんので、利用者から運営事務局にご連絡いただくようお願いいたします。	

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の 方)	-	「塾代助成カード」は、1年に一度発行されるのですか。	「塾代助成カード」は初回(交付決定時)のみ発行し、以降は同じカードを使っていただきます。
	-	利用者の「塾代助成カード」には、どのように1万円が設定されるのですか。	運営事務局にて、利用者の「塾代助成カード」に利用額の設定をシステム上で行います。 利用者や参画事業者は、特に手続きを行う必要はありません。
	-	参画事業者の個人情報保護についてどのような対策をしていますか。	参画事業者登録申請書や補足書類に記載いただいている内容について、了承を得ている範囲で利用者へ公開いたします。 その他の情報については運営事務局にて厳重に管理しております。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	「塾代助成カード」に破損や不具合があった場合、どうすればよいですか。	運営事務局へ問い合わせいただき、パソコンの画面に表示されるエラーコード等をお伝えください。
	①共通編 P.02	利用者が「塾代助成カード」の利用資格を喪失した場合、運営事務局から参画事業者に連絡はありますか。 また、利用資格を喪失したカードを利用しようとした場合、パソコンの画面にエラーなどが表示されますか。	参画事業者への個別のご連絡は行いません。 パソコンを利用して「塾代助成カード」の取り扱いをする場合は、「塾代助成カード」をICカードリーダーにかざした際、「利用できないカードである」旨が画面に表示されます。 パソコンを利用しない場合は参画事業者で判断することができませんが、代行依頼書を送信いただき、運営事務局にて利用できないカードであることが判明した時点で、参画事業者に連絡を行います。
	①共通編 P.02	利用者が資格を喪失した場合、「塾代助成カード」はいつから使えなくなりますか。	利用資格を喪失した翌月より「塾代助成カード」の利用が停止されます。
	①共通編 P.03	『利用者から「塾代助成カード」の提示を受ける際、(中略)プライバシーの保護に努めてください。』と記載がありますが、具体的にどのように受渡しをすればよいですか。	別室で受渡しを行っていただく、月謝袋に入れて他の生徒にわからないよう受渡しを行っていただく等、各教室でご対応をお願いします。
	①共通編 P.03	パソコンを用いずに請求処理等を行う事業者は「代行依頼書」に「利用者パスワード」を記入する必要がありますが、パスワードはどのように確認すればよいですか。	交付決定者に「塾代助成カード」を郵送した際のカード台紙に「利用者パスワード」が記載されていますので、利用者より毎月提示を受けてご確認ください。
	①共通編 P.05	4月分と5月分の利用期間が重なる期間は、どちらの月の利用分としても受け付けが可能ですか。	4月分・5月分どちらも利用受付可能です。
	①共通編 P.05	月謝は前月25日までに支払ってもらっているのですが、4月分はどのように処理をすれば良いですか。	あらかじめ月謝等より1万円を差し引いて請求処理を行ってください。
	①共通編 P.05	中学3年生が2月だけ利用したいと申し出がありました。 その場合の利用期間はいつからいつまでですか。	2月分の利用期間は1月16日から3月15日までです。
①共通編 P.05	参画事業者が1月から取扱いを開始する場合、12月以前から利用開始となっている利用者は、1月分のサービスとして「塾代助成カード」をいくらまで利用できますか。	2万円まで利用することができます。 ※7月・8月分、12月・1月分は、それぞれ2ヶ月合わせて2万円まで利用することができます。	

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	サービス提供月の翌月16日以降に利用者が「塾代助成カード」を持ってきた場合、利用はできないのですか。	はい、利用できません。
	①共通編 P.05	塾代助成カードの利用期間のうち、「4月分は利用期間が4月1日から」となっていますが、3月サービス提供分の「塾代助成カード」の利用期間はいつまでですか。	3月サービス提供分の「塾代助成カード」の利用期間は、通常月通り2月16日から4月15日までです。
	①共通編 P.05	1月から取扱いを開始する参画事業者は、1月のサービスとして上限2万円まで利用できますか。	1月のサービスにはご利用いただけます。 12月のサービスや、12～1月にまたがるサービスには利用できませんのでご注意ください。
	②教室型 P.05	パソコンを利用して「塾代助成カード」の取扱いをする場合、毎月カードとパスワードの提示を受ける必要はありますか。	パソコンを利用する場合、カードを利用する際にカードが必要になりますので、支払いの際には必ずカードの提示を受けてください。「利用者パスワード」は、初回の利用受付の際と、「利用者パスワード」が変更された時のみ必要です。
	②教室型 P.05、P.29	パソコンを用いずに「塾代助成カード」の取扱いを行う場合、利用者コードや「利用者パスワード」、セキュリティコードを最初に聴取すれば、利用者から毎月カードの提示を受けなくてもよいのですか。	パソコンを用いる、用いないに関わらず、塾代助成カードは毎月提示を受けてください。パソコンを用いずにカードの取扱いを行う場合は、「利用者パスワード」についても毎月提示を受ける必要があります。
	②教室型 P.05、P.29	「塾代助成カード」は、通塾の度に利用者を持参していただく必要はありますか。	通塾の度にお持ちいただく必要はありません。教室での処理のため、毎月1回利用者にお持ちいただくようご案内ください。
	②教室型 P.05、P.29	利用者が複数の教室で使う場合を除いて、基本的に1万円の利用で受付を行えばよいのですか。	「塾代助成カード」の利用額については、受付を行う際に、利用者または保護者にご確認ください。
	②教室型 P.05、P.29	複数の教室で利用する利用者がいた場合、毎月請求額が変更になる可能性がありますか。 例)ある月はA教室で5千円、B教室で5千円。ある月はA教室で3千円、B教室で7千円など	「塾代助成カード」の利用額は、利用者のご希望に応じていただく必要がありますので、毎月変更される可能性があります。「塾代助成カード」の提示を受けた際に、利用者へ利用額を確認してください。
	②教室型 P.06	授業の前に「塾代助成カード」をICカードリーダーにかざして読み取るところまで作業を済ませておき、授業が終わって時間ができてから利用明細の入力を行うことはできますか。	ログイン後、長時間操作をせずに放置すると、自動的に「参画事業者用ページ」からログアウトしてしまうため、「塾代助成カード」を読み取ったのち、すぐに利用明細を入力してください。 また、複数の利用者の「塾代助成カード」を同時に読み取り、まとめて利用明細を入力することはできません。利用受付はひとりずつ行っていただくをお願いします。
	②教室型 P.11、P.31	「塾代助成カード」の利用受付を行った結果、カードの残高が0円になった場合でも、カードとパスワードは利用者に返却しなければならないのですか。	カードの残高に関わらず、「塾代助成カード」および「利用者パスワード」は毎回必ず返却してください。
②教室型 P.18、P.34	利用明細の取り消しを行う際、利用者が「塾代助成カード」をお持ちいただけない場合はどうすればよいのですか。	できるだけ持ってきていただくように対応いただき、それでも難しい場合は運営事務局へご相談ください。	



## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.18、P.34	前払いで「塾代助成カード」を利用した後、利用者が退会された場合、手続きはどのようにすればいいですか。	一旦、利用の取消しを行ってください。キャンセル分を減額して徴収する場合は、再度利用明細を入力し直してください。
	②教室型 P.28	パソコンを利用しないで「塾代助成カード」の取扱いをする場合、利用受付の依頼期間はサービス提供月の翌月5日までとされていますが、サービス提供月の翌月が、正月やゴールデンウィークのある1月や5月の場合も同様ですか。	はい、その場合も利用受付の依頼期間は1月5日まで、5月5日までとなります。
	-	5月取扱い開始事業者として登録されましたが、いつから利用受付を行うことができますか。	説明会後より受付いただけます。
	-	月謝が1万円を超える場合は、月謝から1万円を差し引いた金額を利用者へ請求すればよいですか。	はい、そのように取扱ってください。
	-	4月より「塾代助成カード」の取扱いが始まりますが、3月分を利用することはできますか。	3月分の取扱いはできません。「塾代助成カード」の取扱いは、参画事業者としての登録以降でないと行うことができません。
	-	一度利用受付を行った利用者について、残高があれば、同月分について追加で利用受付することは可能ですか。	当該利用者の「塾代助成カード」残高を上限として、複数回受け付けることは可能です。
	-	複数教室を登録しているのですが、「塾代助成カード」の受付を1つの教室でまとめて行ってもよいですか。	「塾代助成カード」の受付は、それぞれの教室で行ってください。
	①共通編 P.02	利用者コードとは何ですか。	各利用者に割り当てられている6桁の数字です。「塾代助成カード」の表面に記載されています。
	①共通編 P.02	代行依頼書に記入する「セキュリティコード」は、どこに記載されていますか。	「塾代助成カード」の表面に記載されています。
	②教室型 P.01	ICカードリーダーはWindows10には対応していますか。	はい、対応しています。
	②教室型 P.01	Adobe Flash Playerがインストールされていなくても、パソコンを用いた請求事務を行うことは可能ですか。	パソコンを用いた請求事務を行うには、Adobe Flash Playerが必要です。Adobe Systems社より無料でダウンロード可能ですので、インストールをお願いします。
	②教室型 P.01	パソコンを用いずに「塾代助成カード」の取扱いをする予定ですが、今後パソコンを用いる取扱いに切り替える場合、ICカードリーダーを貸与してもらえますか。	はい、その際は運営事務局までご連絡ください。
	②教室型 P.01	1つのICカードリーダーを複数台のパソコンで使用することはできますか。	それぞれのパソコンにICカードリーダーのドライバをインストールしていただければ、ご使用いただけます。
②教室型 P.01	ICカードリーダーを使用せずに、「塾代助成カード」をパソコンで処理することはできますか。	できません。パソコンを用いて請求事務等を行うには、ICカードリーダーが必要です。	
②教室型 P.01	「Adobe Flash Player」はどこで手に入りますか。	Adobe Systems社のホームページから無料でダウンロードできます。	

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	ICカードリーダーが故障した場合、どうすればよいでしょうか。	運営事務局にご連絡をお願いします。
	②教室型 P.01	ICカードリーダーは貸与されたもの以外は利用できませんか。	貸与したICカードリーダーで動作確認をしております。 他機種でも利用はできますが、貸与した機種を推奨しております。
	②教室型 P.01	Macではパソコンを利用して「塾代助成カード」の取扱いはできないのですか。	MacではICカードリーダーが動作しません。 また、MacにWindowsが使えるソフトをインストールした場合でも動作しません。
	②教室型 P.01	パソコンを利用して「塾代助成カード」の取扱いをする場合は、インターネット環境が必要ですか。	専用ホームページを利用させていただくため、インターネット環境が必要です。
	②教室型 P.01	複数教室を登録している場合、各教室にインターネット環境が必要ですか。	教室ごとに、パソコンを利用して「塾代助成カード」の取扱いをするかどうかの選択をしていただきます。すべての教室でパソコンを利用する場合は、すべての教室にインターネット環境が必要となります。
	②教室型 P.04	パソコンで「請求確定処理」の実行を忘れてしまった場合、大阪市からの支払いはどのようになりますか。	「請求確定処理」は、自動的に運営事務局が行い、その月はパソコンを用いない場合のスケジュール(サービス提供月の翌々月25日支払い)に切り替わります。 また、運営事務局より、サービス提供月の翌月20日頃に「請求内容確認書」をお送りしますので、内容をご確認ください。内容に誤りがなければ、ご返送やご連絡等は不要です。 内容に誤りがある場合のみ、同月25日までに運営事務局へご連絡ください。
	②教室型 P.05、P.29	パスワード変更月以外は、パスワードの入力はしなくてもよいですか。	パソコンを利用する手続きの場合は、初回にパスワードを入力いただいた後は、パスワードが変更されるまで入力の必要はありません。パソコンを利用しない手続きの場合は、毎月パスワードの記入が必要となります。
	②教室型 P.07	パソコンを使って「塾代助成カード」の取扱いをする場合、カード残高はどちらで確認できますか。	参画事業者用ページにログイン後、「利用者確認・利用明細入力」をクリックし、「塾代助成カード」をカードリーダーにかざすと「利用者情報」画面が表示されます。 この画面に、月ごとのカード残高が表示されます。
	②教室型 P.07	「利用者情報」画面に表示されるカード残高は、いつ時点のものですか。	「塾代助成カード」をかざした時点の残高が表示されます。
	②教室型 P.08	「塾代助成カード」に6月16日に2万円分の利用額が設定される際、「サービスを提供した月」では、「7月中にサービスを提供」と「8月中または7月から8月にかけてサービスを提供」の両方が表示されますか。	はい、両方表示されます。
②教室型 P.08	利用明細を入力する欄には、カード利用分のみ(1万円まで)の金額を入力するのですか。	授業料や入会金等の実際の金額を、1万円を超えるものも含めて全て入力してください。	
②教室型 P.08	「利用明細入力」画面の「サービス内容内訳」には、「塾代助成カード」の利用額内(1万円まで)の内訳を入力するのですか。	提供したサービスに関するすべての費用を入力してください。	

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08、P.30	助成額の1万円を超えた分についても利用明細を正確に入力する必要がありますか。	運営事務局にて利用状況の分析等に使用することがありますので、お手数ですが正確な金額を入力してください。
	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で入力する「割引等」には何を入力すればよいですか。	兄弟割引等、各事業者で何らかの割引を行っている場合に、その金額を入力してください。
	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で、7～8月にわたるサービスにかかる費用の場合、何を選択すればよいですか。	「8月中または7月～8月にサービスを提供」を選択してください。
	②教室型 P.08	例えば、キャンペーンで1万円の授業料を2,000円割引する場合、割引分は利用者に返金すればよいですか。	利用者への返金はできません。 「利用明細入力」画面で、「A.サービス内容内訳」の授業料に1万円、「B.割引等」に2千円、「カード利用額」に8千円と入力してください。
	②教室型 P.08、P.30	各種費用にかかる消費税については、どのように取り扱えばよいですか。	「塾代助成カード」は消費税込みで月額1万円まで利用可能です。 各種費用については消費税込みの金額で利用受付を行ってください。
	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で入力する「サービス内容内訳」の金額は、税込金額ですか。	税込金額を入力してください。
	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面で、「カード利用額」にカード残高を超える金額を入れるとどうなりますか。	エラー画面が表示されます。
	②教室型 P.08	「利用明細入力」画面の「受験料・その他」の下の空欄は、事業者が入力するのですか。	「受験料・その他」に該当する費用があった場合のみ、参画事業者にて内容をご入力ください。
	②教室型 P.08	同日に2ヶ月分の利用明細を入力することはできますか。	はい、できます。 「利用明細入力」画面にて、サービス提供月ごとに明細入力を行ってください。
	②教室型 P.12	パソコンを用いて請求事務を行う場合、利用者がいなかった月についても請求確定処理を行う必要がありますか。	利用者のいない月については、請求確定処理を行う必要はありません。
	②教室型 P.21	請求一括確定処理を行った場合、大阪市からの支払いは親事業者の口座へ一括振込みとなるのですか。	請求一括確定処理を行った場合でも、大阪市からはそれぞれの教室の登録口座へ支払います。
	②教室型 P.28	パソコンを利用して「塾代助成カード」の取り扱いをした後、パソコンを利用しないで同月分のカードの取り扱いをした場合、大阪市からの支払いはどうなりますか。	一度でもパソコンを利用しないで「塾代助成カード」の取り扱いをした場合、その月分の支払いは、パソコンを利用しないでカードの取り扱いをした場合と同様に、サービス提供月の翌々月25日までに行います。
	②教室型 P.29	同一事業者で複数教室を登録している場合、「代行依頼書」は1枚にまとめて作成してもよいですか。	いいえ、1枚にまとめた作成はできません。同一事業者であっても「代行依頼書」は教室ごとに作成し、送付してください。
	②教室型 P.30	「代行依頼書」は専用ホームページからダウンロードできますか。	できません。説明会にて配付したものをコピーしてご使用ください。
②教室型 P.30	代行依頼書は書式をコピーして使用するのですか。	はい、説明会でお配りしたものをコピーしてお使いください。	



## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.30	代行依頼書の内容は前回記入したものをコピーして使ってもよいですか。	セキュリティの関係上、コピーの使用はお控えください。お手数ですが、代行依頼書は毎回記入してください。
	②教室型 P.31	「代行依頼書」のFAX送信は、運営事務局の営業時間外に行ってもよいですか。	はい、構いません。ただし、その場合は必ず翌営業日に運営事務局へ送信確認の電話をしていただくようお願いします。
	②教室型 P.31	「代行依頼書」をパソコンでスキャンして、運営事務局宛てにメールで送付することはできますか。	できません。「代行依頼書」はFAXでのみ受け付けています。
	-	運営事務局より「請求内容確認書」が送付される際の宛先はどこですか。	「参画事業者登録申請書 補足書類」に記入いただいた送付先住所に送付します。
	-	パソコンの動作を確認するためのサンプルカードはありますか。	申し訳ございませんが、現在は用意しておりません。
	-	パソコンを利用して事務処理を行おうと考えていますが、月によってパソコンを利用しないで事務処理を行うことはできますか。	パソコンを利用する場合でも、月によってパソコンを利用しないでご請求いただくことは可能です。ただし、パソコンを利用する場合に比べ大阪市からの支払い日が遅くなりますので、ご注意ください。
	-	中学生2人、小学生1人の3人兄弟の生徒がおり、3人でまとめて割引を行っています。この場合、どのように対応すればよいですか。	1人当たりの割引額を算出していただき、それぞれに割引額を適用してください。
	-	利用者からは利用額を差し引いた金額で月謝を徴収するのか、それとも大阪市から振り込まれた後に利用者へ利用額を返金するのか、どちらですか。	後日返金するという形ではなく、利用者からの支払いを受ける際に、利用額を差し引いた金額を徴収してください。
	-	複数教室を登録している場合、教室ごとに請求方法(パソコンの利用あり/なし)が異なってもよいですか。	はい、結構です。
	-	パソコンを使わない事業者の場合、カード残高はどのように確認するのですか。	利用者から運営事務局にお問い合わせいただくようご案内ください。
	-	パソコンを使わないで「塾代助成カード」の取り扱いをする事業者で、カード残高が不足していた場合、残高相違についてはいつわかりますか。	受付処理依頼をしていただいてから約7営業日以内にご連絡いたします。
	-	利用者は自宅でカード残高を確認することができますか。	できません。パソコンを利用している参画事業者の教室に持ってきていただくか、運営事務局にお電話でお問い合わせいただければ、カード残高が確認できます。
	①共通編 P.02	参画事業者が利用者へ「塾代助成カード」の資格喪失について確認を行う必要はありますか。	いいえ、運営事務局で対応しますので、参画事業者による確認は不要です。資格を喪失した翌月分より「塾代助成カード」の利用が停止されますのでご注意ください。
	①共通編 P.04	利用者から、手数料を徴求してもよいですか。	手数料の徴求はできません。「塾代助成カード」を利用する生徒と利用しない生徒で、料金に差異があってはなりません。

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.18	通っている利用者に対し、本事業に登録したことは告知してもよいですか。	告知していただいて構いません。
	②教室型 P.07、P.16	パソコンを利用しないで「塾代助成カード」の取扱いをする場合でも、ホームページで利用状況等を確認することはできますか。	利用者情報の確認やカードの利用には、その利用者の「塾代助成カード」とカードリーダーが必要です。請求履歴等の情報は、「塾代助成カード」やカードリーダーがなくても確認することができます。
	②教室型 P.10	塾代助成カード利用通知書は、領収書の代わりになるものとして利用者に手渡す必要があるのですか。	塾代助成カード利用通知書は領収書の代わりにはなりません。利用明細や塾代助成カードの残高を通知するためのものです。利用者には、口頭や塾代助成カード利用通知書等の書面でカード残高を通知してください。
	②教室型 P.10	塾代助成カード利用通知書に事業者名が出ますが、個人事業主の場合は個人の名前が出力され、利用者に混乱させる恐れがあると思います。削除する機能はありますか。	現在は、削除する機能はございません。
	②教室型 P.15	カード利用内容の履歴は、生徒が利用したすべての教室を見ることが出来ますか。	ログインをしている教室の履歴のみ表示されます。他の教室での利用内容は表示されません。
	②教室型 P.27	FAX(代行依頼書)にて取消依頼を行った際にも、利用停止措置がなされるのですか。	取消依頼の場合にも利用停止措置を行います。また、利用停止措置期間も請求依頼時と同様に7営業日程度です。
	-	大阪市から参画事業者への支払いが完了したことは、文書等で参画事業者へ通知されますか。	いいえ、通知されません。 銀行口座の入金履歴をご確認ください。
	-	「代行依頼書」の原紙は、ExcelやPDF等の電子データで配布されていますか。	電子データの配付は行っておりません。説明会でお配りしたものをコピーしてご使用ください。
	-	説明会で配布された「代行依頼書」の原紙を紛失、き損した場合、どうすればよいですか。	運営事務局までお問い合わせいただけましたら、新しいものをお送りします。
	-	塾代助成事業について、教室から生徒に周知してもよいですか。	はい、是非お願いします。
	-	利用者が退会し、「塾代助成カード」の受付を中止する場合、運営事務局への連絡が必要ですか。	運営事務局への連絡は不要です。最終月分までの利用受付を行っていただければ結構です。
	-	他の参画事業者で利用していた利用者が新たに利用を開始する場合、何か手続きは必要ですか。	手続きは不要です。他の利用者と同様に受付を行ってください。
-	塾代助成事業に参画したことをお知らせするため、通塾している生徒と保護者向けに説明会を開催してもよいですか。	通塾されている方に周知いただくため、開催していただけると幸いです。	

## [教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
その他	①共通編 P.10	参画事業者用ページから変更手続きができるのはどの項目ですか。	「参画事業者登録申請書 補足書類 変更届」(運用様式第6号)の内容については、参画事業者用ページから変更手続きが可能です。登録申請書の内容を変更する場合は、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請内容変更届」(第16号様式)を郵送にてご提出ください。
	①共通編 P.18	教室が提供するサービスを追加する場合、変更届が必要ですか。	変更届の提出をお願いいたします。
	②教室型 P.01	参画登録を廃止した場合、ICカードリーダーはどうすればよいですか。	郵送にて運営事務局に返却していただきます。
	①共通編 P.08	事業者パスワードは後日通知してもらえるのですか。	お送りしている受理決定通知書に、パスワード通知票も同封しています。紛失した場合は運営事務局までお問い合わせください。
	①共通編 P.09	事業者パスワードの変更手続きは本日以降いつ行ってもよいですか。	はい、結構です。
	①共通編 P.18	塾で作成する広報物に、専用ホームページ上のイラスト・文言を転載してもよいですか。	リンク用バナー以外のイラスト・文言につきまして、専用ホームページからの転載はご遠慮ください。広報の際の文言については、「参画事業者の手引き」に掲載されている記載例を参照してください。
	①共通編 P.18	登録後の訪問調査は事前に通告されますか。	事前の通告は、行う場合と行わない場合があります。
	②教室型 P.01	「塾代助成カード」の利用者がなくなった場合、ICカードリーダーを返却しなければなりませんか。	いいえ、参画事業者としてご登録いただいている間は、利用者がいなくてもICカードリーダーを返却していただくことなく結構です。また利用者がいらした際にお使いください。
	-	複数教室を登録している事業者の場合、説明会は毎回参加しないとイケないのですか。	既に出席いただいている場合は、出席いただく必要はありませんが、手続き方法等について教室のご担当者に説明をお願いします。
	-	教室の掲示物作成の為に、「塾代助成カード」の画像データを提供してもらうことは可能ですか。	画像データをお渡しすることはできませんが、「参画事業者用ページ」にチラシ等のデータを掲載しております。よろしければご利用ください。
	-	塾代助成事業に関して問い合わせたい場合、運営事務局へ直接訪問して対応してもらうことは可能ですか。	いいえ、できません。運営事務局の所在地は、セキュリティの関係上非公開となっております。お問い合わせはコールセンターでのみ受け付けています。
	-	通塾している生徒から「塾代助成カード」の申請手続きについて質問を受けた場合、どのように対応すればよいですか。	お分りの範囲でお答えいただければ助かりますが、ご不明な点は運営事務局まで問い合わせるようご案内ください。
	-	確定申告の際、会計上はどのように処理すればよいですか。	事業者ごとに会計処理方法が異なりますので、各事業者でご確認ください。
	-	「参画事業者用ページ」にログイン後、長時間操作しなかった場合、自動的にログアウトされますか。	30分後に自動的にログアウトされます。

[教室型]平成25～29年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
その他	-	<p>パソコンを利用しない事業者(A塾)で「塾代助成カード」を利用し、A塾がFAXを送る前に、別のパソコンを利用する事業者(B塾)で「塾代助成カード」を利用された場合、A塾の処理時にカード残高不足が発生します。 その場合、大阪市はカード利用額について保証してくれるのですか。</p>	<p>このような事態が発生しないよう、パソコンを利用しない事業者はFAXをできるだけ速やかに送ってください。同じ月の中でFAX送信が複数回にわたっても構いません。 また、万が一このような事態が発生してしまった場合は、現金で請求していただく等、事業者・利用者間で解決を図ってください。</p>